

広報広聴課長 様

医療対策課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	令和 7 年度第 1 回愛媛県ドクターヘリ運航調整委員会		
事務局（担当課）	保健福祉部社会福祉医療局医療対策課 救急・災害医療 G （担当）岡田（3598）		
設 置 根 拠	☐ 法 律 ☐ 条 例 ☒ 要綱等 （名称）愛媛県ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱		
設 置 年 月 日	平成 28 年 4 月 19 日		
審議、意見聴取等の内容	(1) ドクターヘリ運航実績について〔報告〕〔公開〕 (2) ドクターヘリ安全運航に向けた取組〔報告〕〔公開〕 (3) 現行ドクターヘリ運航体制の課題、解決策について〔非公開〕 (4) 次期ドクターヘリ運航契約の発注方針（案）について〔非公開〕		
公開・非公開決定日 （決定した会議開催日等）	令和 7 年 4 月 30 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☐ 公 開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に 係る法令等の規定	☒ 有 ☐ 無 （名称）愛媛県情報公開条例第 7 条第 2 項 6 号		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
ドクターヘリ運航に係る諸課題 （喫緊度、解決策、今後の対応方 針）について議論を行う	会議内で取り扱う内容は検討 段階のものであるが、報道等の過 程で、県民を過剰に不安にするお それがあり、その場合、ドクター ヘリの継続運航が困難となるた め非公開とする。	(1)-6	
摘 要			
		報 告 日	令和 7 年 4 月 30 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。